

介護予防・日常生活支援総合事業とは

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つを合わせて、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）といい、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

◇訪問型サービス

食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理・生活必需品の買物などの生活援助を行います。

【介護予防訪問介護相当サービス】

【訪問型サービスA（基準緩和サービス）】



◇通所型サービス

デイサービスセンターなどで、食事や入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーション、栄養改善や口腔ケアなどのサービスを行います。

【介護予防通所介護相当サービス】

【通所型サービスA（基準緩和サービス）】

【通所型サービスC（短期集中予防サービス）】

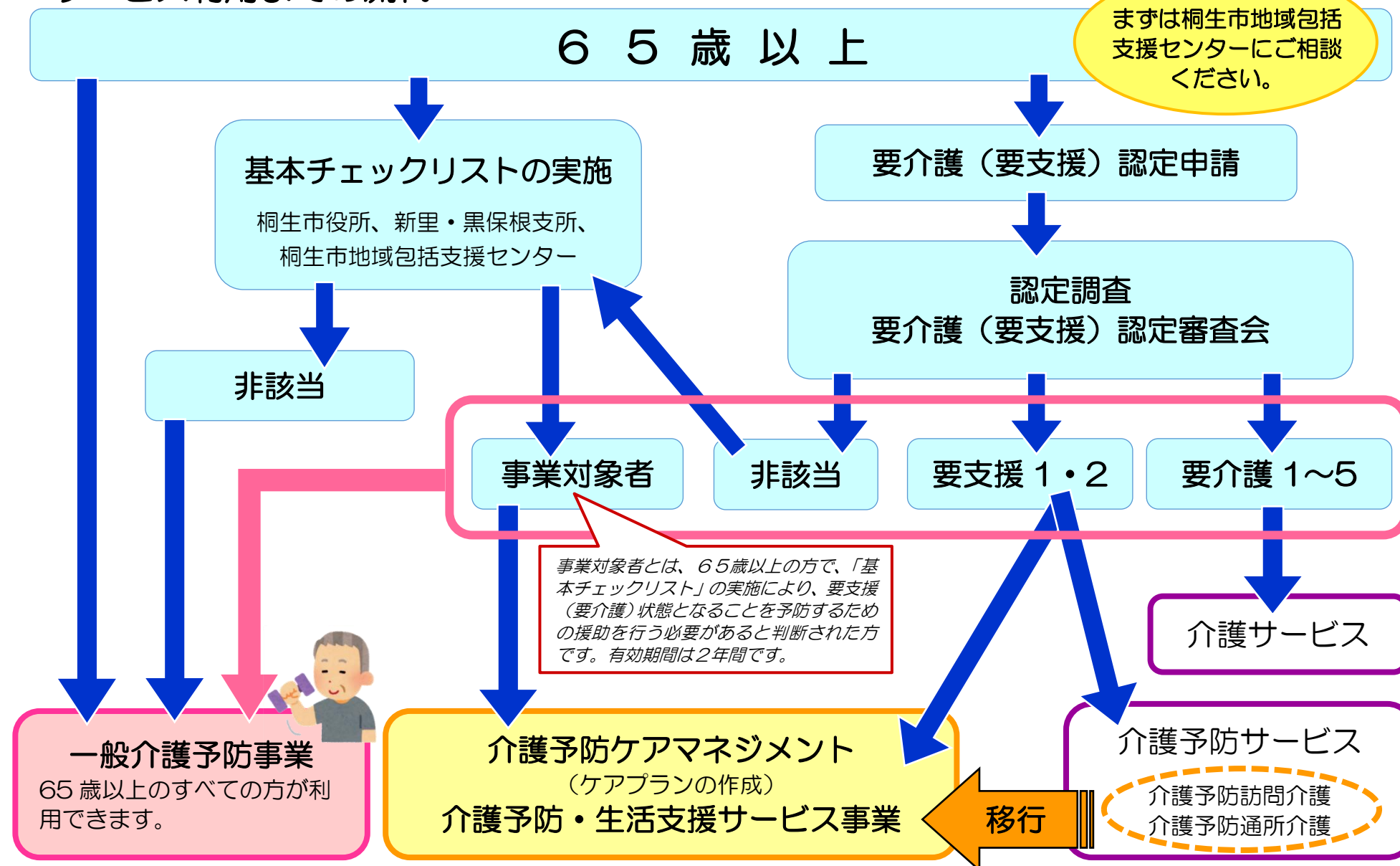


◇生活支援サービス

栄養改善を目的とした食事の配達や定期的な安否確認・緊急時の対応のための訪問（見守り）などを行います。



サービス利用までの流れ



在宅サービスでは、認定区分に応じて、上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割（一定以上所得者は2割または3割。介護保険料滞納による支給制限対象者は3割または4割。）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者負担となります。

<支給限度額>

事業対象者・要支援1⇒50,320円/月

要支援2⇒105,310円/月

<利用者負担のめやす>

◇訪問型サービス

・介護予防訪問介護相当サービス⇒週1回程度1,176円/月、週2回程度2,349円/月、週2回を超える程度3,727円/月

・訪問型サービスA（基準緩和サービス）⇒233円/回（事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回）

◇通所型サービス

・介護予防通所介護相当サービス⇒週1回程度1,798円/月、週2回程度3,621円/月

・通所型サービスA（基準緩和サービス）⇒352円/回（事業対象者・要支援1は週1回、要支援2は週2回）

・通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）⇒350円/回（週1回、約3か月間）

*利用者負担のめやすは基本報酬・1割負担の場合を記載しています。

*通所型サービスC事業は、支給限度額管理対象外サービスです。



※ 事業対象者の心身の状況により、要介護（要支援）認定申請は、随時行うことができます。認定日は認定申請日です。



◇介護予防把握事業

閉じこもりなど何らかの支援が必要な人を把握して、介護予防活動への参加につなげます。

◇介護予防普及啓発事業

介護予防に関するパンフレット配布や講座・講演会を開催し、介護予防を推進します。

- 【にっこり楽々教室】
- 【脳いきいき教室】
- 【口から健康プログラム】
- 【元気おりおり体操（出前講座）】

◇地域介護予防活動支援事業

介護予防に役立つ住民主体の通いの場づくりや、介護予防活動をするボランティアの育成などを行います。

- 【高齢者ボランティアポイント事業】
- 【介護予防サポーター養成研修】
- 【高齢者介護サポーター基本研修】

◇地域リハビリテーション活動支援事業

地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職が参加するなど、介護予防の取り組みの機能強化を図ります。

- 【地域の通いの場へのリハビリ専門職派遣事業】

桐生市地域包括支援センター

みなさんが住みなれたまちで安心して暮らせるように、必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。

◎山育会（担当地区：1・2・9・10・14区）

東久方町二丁目4番33号

☎46-6066

◎社協（担当地区：3・4・5・8区）

新宿三丁目3番19号

☎46-4411

◎菱風園（担当地区：6・7・17区）

菱町一丁目3016番地の1

☎32-3321

◎ユートピア広沢（担当地区：11・13区）

広沢町六丁目307番地の3

☎53-1114

◎思いやり（担当地区：16区）

川内町一丁目361番地の2

☎32-5889

◎思いやり黒保根（担当地区：22区）

黒保根町水沼562番地の3

☎46-8847

◎にいさと（担当地区：19・20・21区）

新里町新川2488番地

☎74-3032

◎のぞみの苑（担当地区：15区）

相生町五丁目493番地

☎54-9537

◎双葉苑（担当地区：12・18区）

広沢町一丁目2643番地の1

☎54-8906

<問い合わせ先>

桐生市役所 長寿介護課長寿支援係

☎44-8215（直通）



介護予防・日常生活支援

総合事業

65歳以上の
みなさんへ

桐生市では、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業がはじまりました。

65歳以上のすべての人を対象に、市町村が中心となつて行う介護予防事業です。

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援ができるよう目指していきます。

介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。

元気で、介護を必要としない暮らしを送るために、介護予防・日常生活支援総合事業を適切に利用して自立した生活を続けましょう。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の多様な主体がメンバーとなる協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々なサービスや支え合い活動を生み出したり、調整しながら、地域づくりを推進します。

